

令和5年12月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和5年12月8日(金) 午後2時30分～午後3時20分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	遠地 美千代	14	清水 優志
2	桑原 宏文	10	芝 順子	16	岡崎 誠
5	加用 雅啓	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	4	岡本 尚子	5	宮地 秀之
7	宮地 浩				

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	4	井上 靖好	9	山本 官
15	正木 卓夫				

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦
8	竹村 光一				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主事	岡本 ほのか
係長	下村 陽次郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(6件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(2件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(3件)

第4号議案 農用地利用集積計画案(一括方式)について(3件)

報告事項

その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和 5 年 12 月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号 3 番 伊与田 真哉 委員、議席番号 4 番 井上 靖好 委員、議席番号 9 番 山本 官 委員、議席番号 15 番 正木 卓夫 委員の 4 名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19 名中 15 名の出席となり、「農業委員会等に関する法律 27 条第 3 項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員、山口 昇彦 委員、竹村 光一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号 6 番 安藤 久徳 委員、議席番号 7 番 谷崎 容子 委員をお願いします。

それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について説明いたします。議案書は 2 ページ、3 ページになります。

番号 1。土地の表示は、横瀬字サシキハナ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 20 年の 29 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の祖父母および父母となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、耕運機、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 500 メートルの距離となっております。耕作面積は 80 アールとなります。

現在、申請地では季節野菜等を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人とその家族が季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号 2。土地の表示は、竹島字馬ノ江 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 50 年の 71 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 200 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から約 5 キロメートルの距離となっております。耕作面積 88 アールとなります。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後はブシュカン等の柑橘類を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は、下田字南ホヲロク谷山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の58歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、ハーベスター、運搬車、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約300メートルの距離となっております。耕作面積は38アールとなります。

現在、申請地には文旦が植わっており、取得後も引き続き譲受人が文旦の栽培を続けていく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号4。土地の表示は、蕨岡字中ノ丁 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴48年の67歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕運機、コンバイン、田植え機、管理機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。耕作面積は約7.5ヘクタールとなります。

現在、申請地では水稻の耕作をしていますが、取得後も引き続き水稻の耕作をしていく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号5。土地の表示は、具同田黒三丁目 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の73歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻と子となっております。農機具につきましては、耕運機、コンバイン、田植え機、管理機、軽トラを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。耕作面積は37アールとなります。

現在、申請地では季節野菜等を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人とその家族が季節野菜等栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号6。土地の表示は、山路字上ボキ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴42年の77歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕運機、乾燥機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約7キロメートルの距離となっております。耕作面積は約1.3ヘクタールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後かんきつ類や季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1 番ですが先ほど事務局からの説明がありましたが、11 月 30 日に岡本推進員と現地調査を行いました。申請地の状況は綺麗に管理されていました。効率的に耕作しており農業に従事すると考えられます。周辺の農地に影響はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

先ほど清水委員から説明がありましたが、清水委員と二人で現地調査を行いました。清水委員の意見に同意します。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2 番・3 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

2 番ですが、今回取得しようとする申請地の農地については、周辺の農地に影響はありません。

3 番ですが、県道に接する山の中腹にある農地ですが、恐らく 30 年以上休耕状態で何ら問題はありません。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「4 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 7 番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

まず最初に資料の労働力の所が 1 名になっていますが 4 名おりますので訂正させていただきます。

11 月 26 日に譲受人に電話で聞き取りを行いました。申請地の状況ですけど現在他の耕作者が作っている。稲を刈った跡がありました。他の者が作っている土地ですけど、譲渡人より売買の話があり今回の申請となりました。翌 27 日に東推進委員と現地確認に行き、耕作している農地と確認しました。譲受人は主に水稻を耕作しており、認定農家でもあり地域の中心経営体にもなっています。今回取得しようとする農地についても水稻を耕作していくとのこと。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。以上です。

◆議 長（福留会長）

東推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「5 番の関係委員」の正木委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「6番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号5番 加用委員（八束地区担当）

11月27日に現地確認を行いました。申請地の状況ですが現在は、短い草が生えている状況です。農作業の従事状況に問題なく周辺地域の農業上の影響もなく問題ないと思われます。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。番号1。土地の表示は、右山元町三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月27日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、土佐くろしお鉄道中村駅から西に約350mに位置する農地で、

北側は宅地、西側および南側は公衆用道路、東側は宅地となっており、周辺に隣接する農地はありません。排水については、生活雑排水は申請地西側の公共下水道へ排水、雨水については南東側の道路側溝へ排水および敷地内に自然浸透します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種住居地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号2 土地の表示は、具同字皿谷他 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、中村西中学校より東に約500mに位置する農地で、北側および西側は山林、南側は宅地、東側は市道となっており、周辺に隣接する農地はありません。排水については、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水、雨水については敷地内に自然浸透および市道側溝へ排水します。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地となり、第3種農地に立地が困難な場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

11月27日に会長、事務局、宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明のとおりですが、現地は現在柿木が5、6本植えられていました。西側には1.8m～2mの道幅があり影響は無いものと思われます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございますか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

11月27日に会長、事務局、岡崎委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。特に問題はないと思われます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」の正木委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございますか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

11月27日に会長、事務局、正木委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。特に問題はないと思われます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページ、6ページになります。

番号1。土地の表示は楠島字鱈池、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

11月27日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット5、6ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では進入路の一部となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は渡川二丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

11月27日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7、8ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に居宅が建築されており、課税状況についても宅地での課税となっています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は具同字ミノコシ他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

11月27日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9～12ページをご覧ください。現地は原野・公衆用道路・用悪水路などとなっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、5978番1～9、8590番13については本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。また、5978番10、8590番7については本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1番ですが只今事務局より説明がありましたように11月27日に会長と事務局と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。

昭和46年頃から宅地への通路として利用しており、人為的に手を加えて15年以上経過しているため農地への復旧は困難と思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございますか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局と現地確認に同行できませんでしたが、後日確認してきました。既に家を建ててから15年以上経過しているため、適当であると言えます。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番・3番の関係委員」の正木委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございますか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

11月27日に会長、事務局、正木委員と一緒に現地確認をしました。非農地証明について特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございますか、質問のある方は議席

番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書案について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書案は8ページから11ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は西土佐地区において、米ナスを栽培している新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。

場所につきましては、タブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定となっております。賃貸借期間は令和5年12月8日から令和7年12月7日までの2年間となっております。

続きまして2番・3番について説明いたします。借受人は西土佐地区において、米ナスを栽培している新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定となっております。賃貸借期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間となっております。

続きまして、4番～24番について説明いたします。借受人は東中筋地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は21名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの15ページ以降および前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和5年12月8日から令和20年12月7日までの15年間となっております。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 10 番 芝委員（西土佐橘地区ほか担当）

11 月 25 日に竹村推進員と現地確認を行いました。田んぼが並んでいる中の一つで米ナスを作っていくというのですが、周りには何も影響が無く土地及び借受人も問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「1 番の関係委員」の竹村委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2 番・3 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 1 番 篠田委員（西土佐大宮地区ほか担当）

11 月 28 日宮地推進員と共に借受人立会いのもと現地確認を行いました。現地は草刈りがされており、とても綺麗な状態でいつでも耕作可能な状態になっておりました。なので周辺に影響は無く、効率的な耕作は可能なものと判断します。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（西土佐大宮地区ほか担当）

先ほど篠田委員の説明のとおりですが、まだ若い方で意欲があるように感じられましたので、適当であるとの意見です。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4 番～24 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

4 番から 24 番まで説明します。11 月 30 日借受人と現地調査を行いました。申請地は土地改良区で整理した土地でした。借受人は水稻農家で認定農業者でもあり、効率的に耕作していくと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋担当）

清水委員が説明したとおり、認定農業者でもあり水稻を耕作しており説明のとおり適当であると思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。

◆議 長（福留会長）

続きまして、その他でございますので、事務局よりお願いいたします。

○事務局

地域計画策定に向けた蕨岡地区の座談会を12月5日に開催しました。

農業委員としては、福留会長、谷崎委員、東推進委員が出席してくれました。ありがとうございました。中心経営体の方々に対し、福留会長と谷崎委員が呼びかけてくれたおかげで、17名の方が出席してくれました。うち認定農業者が6名、区長さんが1名、来てくれました。福留会長、谷崎委員、人を集めていただき、ありがとうございました。各関係機関については、幡多農業振興センター5名、農地中間管理機構5名、JA2名の出席であり、市の職員は6名の出席でした。

「人・農地プラン」での座談会やアンケートをまとめたもの、また市で分かる範囲で中心経営体の方々が耕作している現況地図を用意し、それをもとに座談会で参加者から意見を伺いました。目標地図が必要でありますので、今後、将来10年後も守っていくべき農地のエリアも決めました。

今後は、座談会でお聞きしたことを取りまとめ、福留会長、谷崎委員、東推進委員と協議を行い、問題がなければ蕨岡地区の地域計画として決定し、公表することとなります。

なお、公表した内容については、毎年修正が可能となっています。他の地区でも同様に座談会を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。報告は以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 12 月 8 日

議長 冨田 宣彦

署名委員 谷崎 容子

署名委員 安藤 久徳